

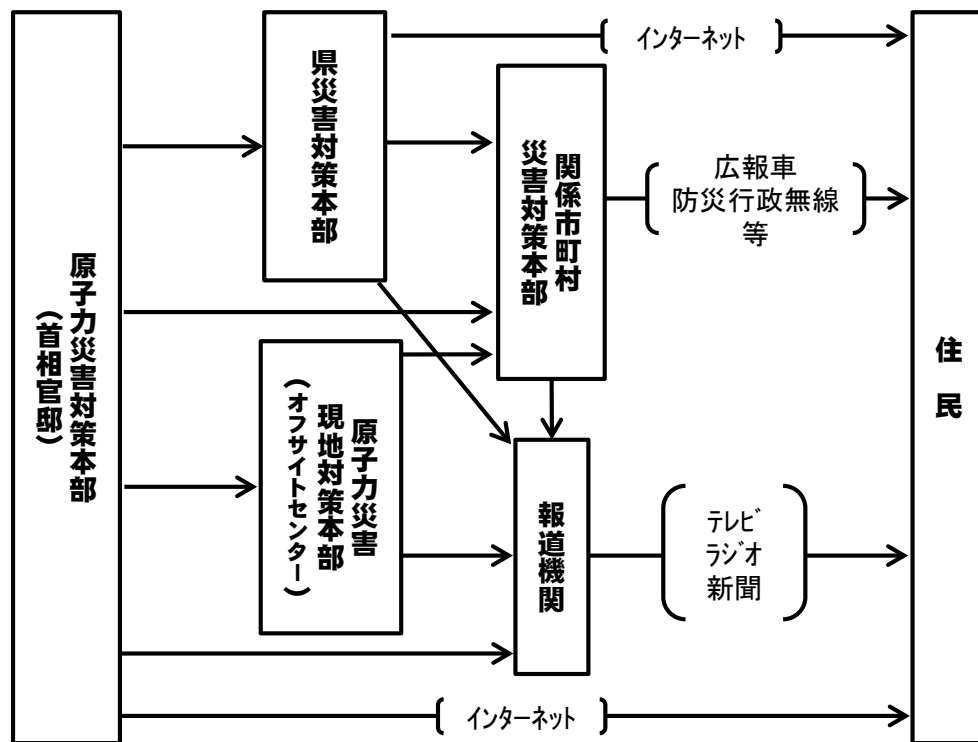
国の広報体制

- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見については、オフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、各国政府等にも情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域

【情報発信のイメージ】



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

国、青森県及び関係市町村等による住民相談窓口の設置【P】

国における対応

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、現地対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- オフサイトセンターでは、青森県及び関係市町村の問合せ対応を支援。

青森県及び関係市町村における対応

- 青森県及び関係市町村は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。【P】

原子力事業者（東北電力）における対応

- 原子力事業者（東北電力）は、原子力災害発生時、直ちに本店等に相談窓口を設置し、住民からの問い合わせに対応。また、損害賠償請求への対応として、申出窓口を設置し、各種損害賠償の受付や請求者との協議等、適切に対応。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ①事故の発生日時及び概要 | ⑤住民等がとるべき行動 |
| ②事故の状況と今後の予測 | ⑥避難対象区域及び屋内退避区域 |
| ③原子力発電所における対応状況 | ⑦被災企業等への援助・助成措置 |
| ④行政機関の対応状況 | |



4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

＜対応のポイント＞

1. PAZ内の社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先へ移送又は自施設(放射線防護対策施設)内で屋内退避すること。
2. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護対策施設へ移送すること。
3. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、一時集合場所及び避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

青森県及び東通村における初動対応【P】

- 青森県は、警戒事態が発生した段階で、警戒体制をとり、要員約●●人が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部を設置。【P】
- ひがしどおりむら東通村は、警戒事態が発生した段階で、警戒体制をとり、職員約40人が参集。施設敷地緊急事態で、災害対策本部を設置。【P】
- 警戒事態が発生した段階で、避難行動要支援者の避難準備のため、ひがしどおりむら青森県、東通村は、一時集合場所、社会福祉施設に避難用車両の手配を開始するとともに、避難誘導責任者を各一時集合場所に速やかに配置し、一時集合場所の開設準備を開始。【P】
- ひがしどおりむら東通村は、各集落の消防団や住民自治組織等と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導體制を構築。【P】



- ✓ 各一時集合場所に4名ずつの職員を配置するとともに、消防団等による地域コミュニティと一体となった避難誘導體制を構築
- ✓ 一時集合場所、社会福祉施設に避難用車両等の手配を開始



住民への情報伝達【P】

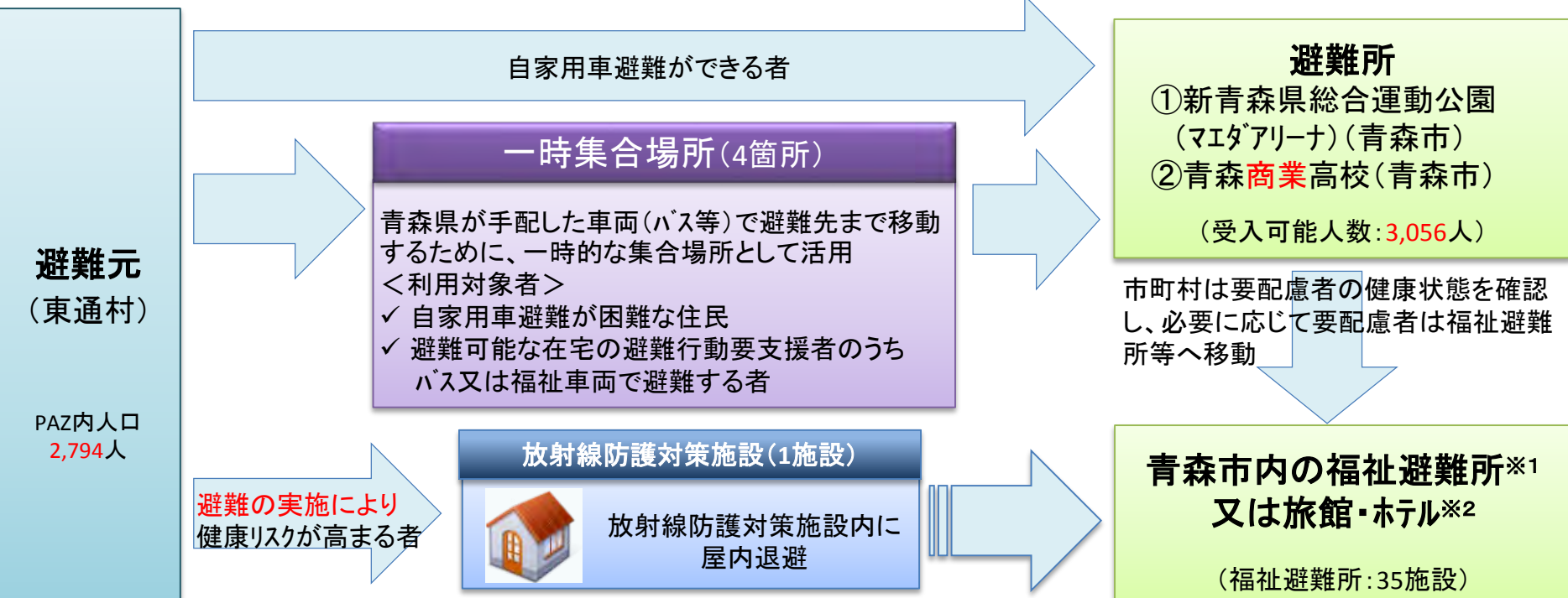
- 東通村は、防災行政無線、IP告知端末、メール配信サービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 各一時集合場所に派遣された東通村の職員は、衛星携帯電話や移動系防災行政無線等により、東通村と情報を共有。
- 消防団や住民自治組織等は、住民の避難等の状況を確認し、各一時集合場所に派遣された東通村の職員と避難者の状況や避難誘導體制等の情報を共有。【P】
- 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、東通村災害対策本部から実施。必要に応じ、消防団や住民自治組織等と協力し、情報伝達を行う。【P】



- : 防災行政無線屋外拡声子局配置箇所(25箇所)
- : 一時集合場所(4箇所)

PAZ内における避難体制【P】

- 警戒事態が発生した場合、東通村は住民広報、一時集合場所の開設準備を行い、青森県は東通村から要請があった場合、青森県バス協会に避難用バスの準備要請を行う。また、青森県及び東通村は青森市に避難所の開設準備要請を行う。一方、避難行動要支援者等は、避難準備等を行う。【P】
- 施設敷地緊急事態になった場合、東通村は住民へ避難準備の周知を行う。一方、避難行動要支援者等は、支援者が同行することで避難可能な者はあらかじめ定められた避難所へ避難を開始する。なお、**避難の実施により**健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設にて屋内退避を実施する。【P】
- 全面緊急事態になった場合、東通村は住民に避難を指示する。自家用車で避難する住民は避難所へ移動する。バスにより避難する住民は、一時集合場所に集合し、その後、避難所へ移動する。【P】

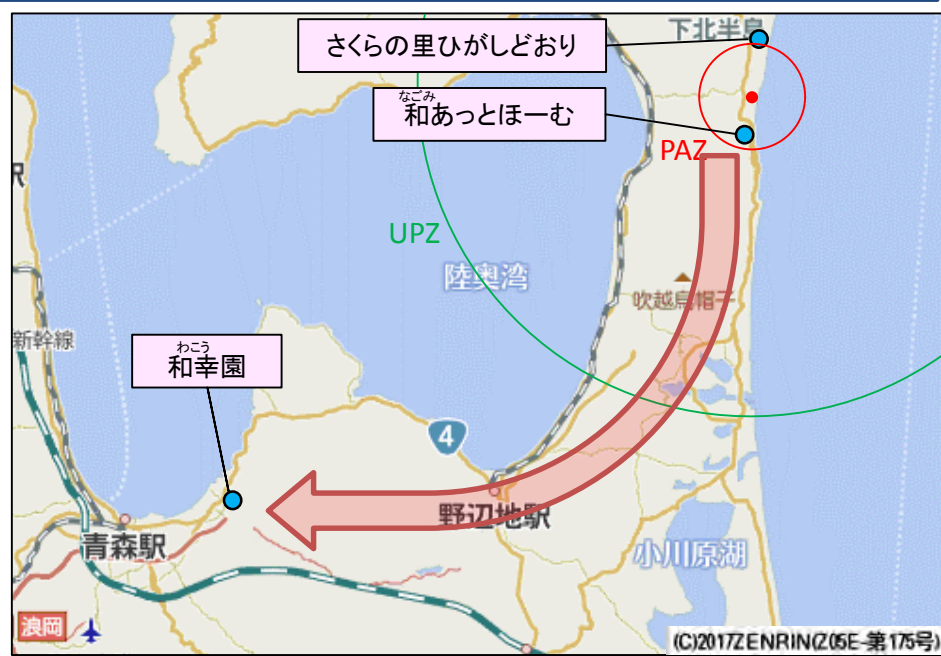
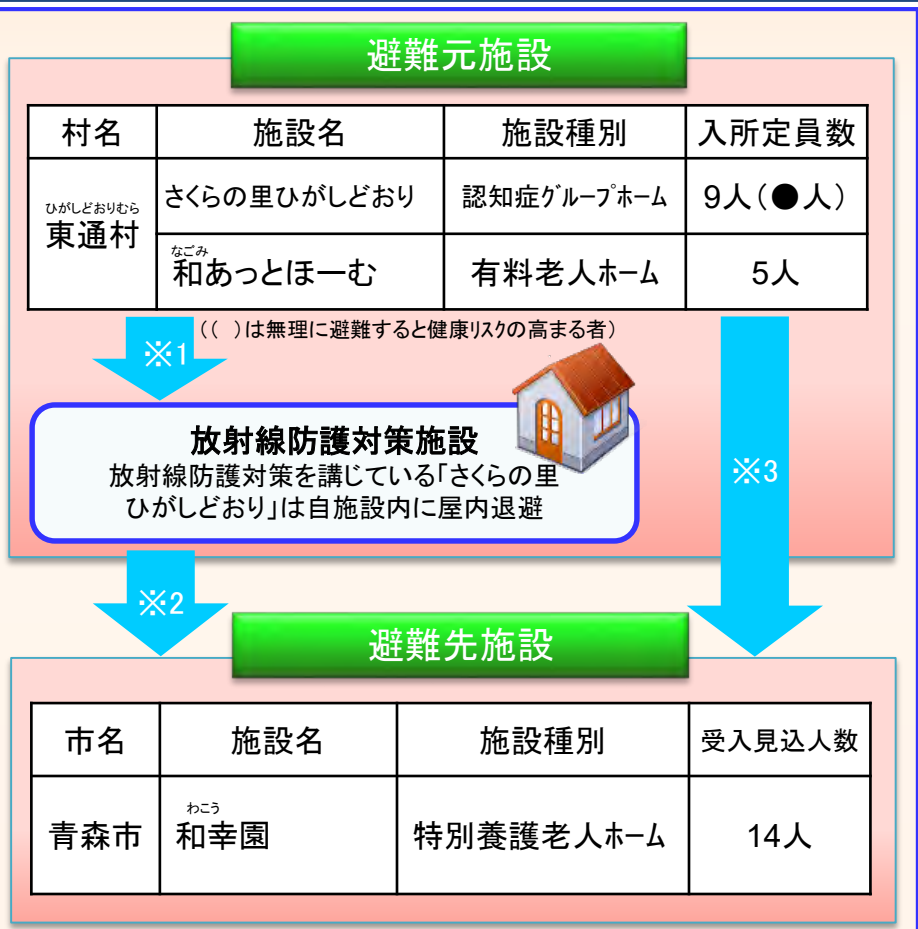


※1 福祉避難所には、病院や社会福祉施設が含まれている

※2 青森県と青森県旅館ホテル生活衛生同業組合(青森市内では約40事業者が加入)は、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」を結び、要配慮者等の避難場所を確保している

PAZ内の社会福祉施設の避難【P】

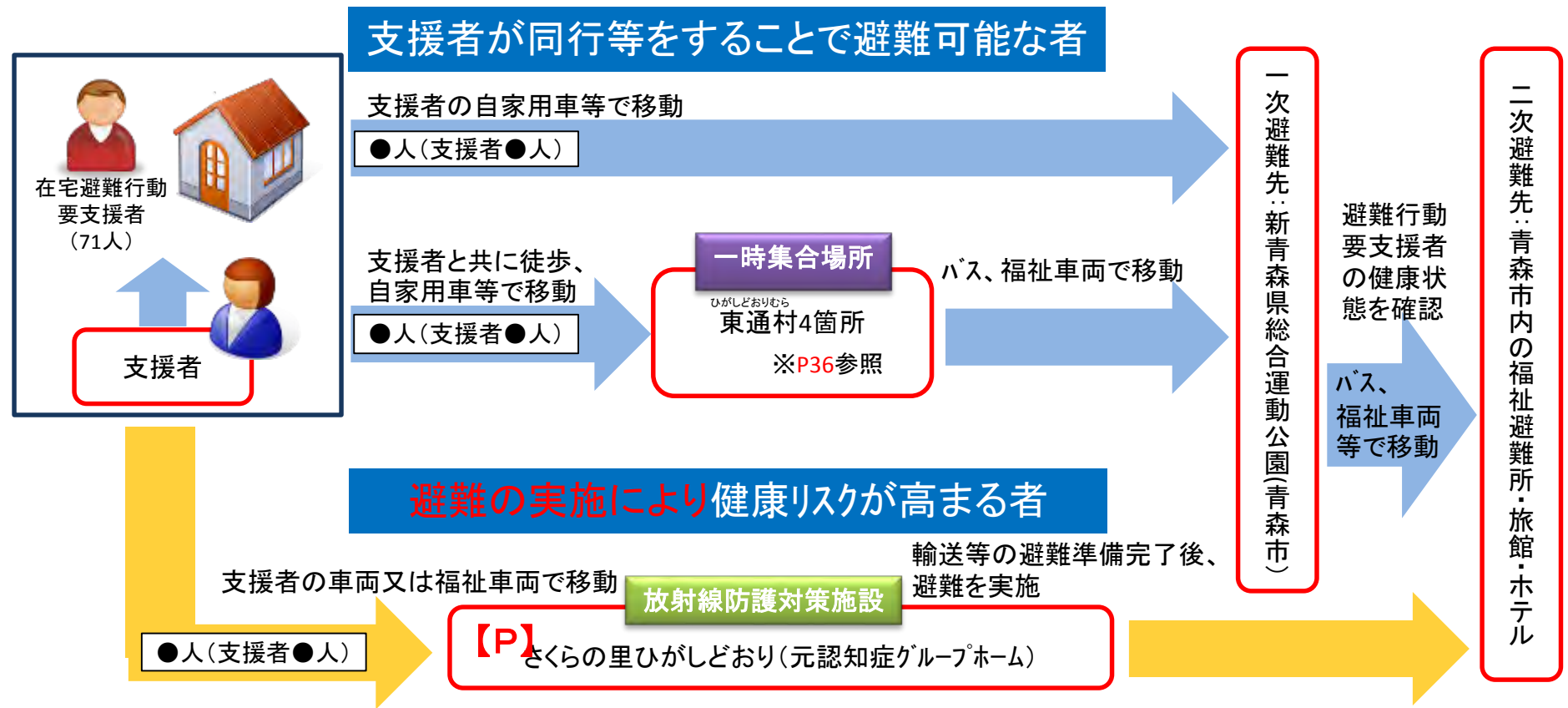
- PAZ内の社会福祉施設(東通村の2施設14人)は、個別避難計画を策定済みであり、UPZ外の青森市内にある施設を避難先として確保。
- **避難の実施により**健康リスクが高まる者がいる場合は、放射線防護対策が講じられたさくらの里ひがしどおり又は●●●において、**輸送等の避難準備が整うまで**屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。**【P】**
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、青森県が受入先を調整。



- ※1 **避難の実施により**健康リスクが高まる者は、放射線防護施設であるさくらの里ひがしどおり又は●●●にて屋内退避
- ※2 輸送等の避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
- ※3 その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難

PAZ内の在宅の避難行動要支援者の避難【P】

- 在宅の避難行動要支援者71人全員に支援者がいることを確認。【P】
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバス等で避難先へ移動。
- **避難の実施により健康リスクが高まると判断される場合は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。【P】**



※ 避難行動要支援者の数は平成28年3月31日現在

- PAZ内の民間企業は127社(約1,130人)存在。
ひがしどおりむら
- 各民間企業は、施設敷地緊急事態以降、東通村の要請により従業員の帰宅を実施。

<PAZ内の民間企業の状況>

村名	民間企業の業種	従業員数
ひがしどおりむら 東通村	農林漁業(4社)	31人
	建設業(25社)	365人
	製造業(3社)	40人
	電気・ガス・熱供給・水道業(2社)	267人
	卸売業・小売業(30社)	86人
	学術研究・専門・技術サービス業(4社)	100人
	宿泊業、飲食サービス業(19社)	62人
	医療・福祉(6社)	68人
	サービス業(13社)	58人
合計(127社)		1,133人

※ 総務省統計局『平成26年経済センサス-基礎調査』町丁・大字別集計

※ 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車もしくはバスにより避難

PAZ内において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力【P】

- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約●●人について、バス●台、福祉車両●台(車椅子仕様)。**【P】**

	想定対象人数	必要車両台数※1,2			備考
		バス※3	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
社会福祉施設の入所者等の避難	●人 (入所者14人+職員●人) (2か所)	●台 (●人乗)	●台	●台	【資料P24】
在宅の避難行動要支援者等の避難	●人 (要支援者71人+支援者71人+安定30素剤服用不適切者4人)	●台 (●人乗) (要支援者●人+支援者●人+安定30素剤服用不適切者●人)	●台	●台	安定30素剤の服用が不適切な者4人のうち、バスにより避難する者は●人、自家用車で避難する者は●人。 【資料P25】
在宅の避難行動要支援者のうち、 避難の実施により健康リスクが高まる者等 を放射線防護対策施設に輸送※4	●人 (要支援者●人+支援者●人)	●台	●台	●台 (●人乗) (要支援者●人+支援者●人)	放射線防護対策施設に輸送 【資料P25】
合計	●●人	●台	●台	●台	

※1 数字は現段階で東通村が把握している暫定値

※2 必要車両台数(バス、福祉車両)は、社会福祉施設又は東通村で必要となる車両台数を合算

※3 バスは●名乗りを想定

※4 「**避難の実施により健康リスクが高まる者**」は、輸送等の避難準備が整うまで放射線防護対策施設内に屋内退避

- 施設敷地緊急事態発生時には、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者等の避難のため、東通村、関係市町村及び東北電力が配備する車両のほか、青森県の要請に基づき、青森県バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。【P】
- 青森県及び青森県バス協会は、「災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書」に基づき住民避難用バスを確保。【P】

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		●台	●台	●台	
(B) 確保車両台数		計●台以上	計●台以上	計●台以上	
確保先	ひがしどおりむら 東通村	●台	1台		各種車両の1台あたりの乗車人数 【バス】●人乗り(●台)、●人乗り(●台) 【福祉車両】 ストレッチャー1人+車椅子2人乗り 又は車椅子4人乗り
	むつ市、野辺地町、 横浜町、六ヶ所村	—	4台		各市町村に1台ずつ配備 【福祉車両】 ストレッチャー1人+車椅子2人乗り 又は 車椅子4人乗り
	青森県バス協会		—	—	PAZ・UPZ市町村が所在する地域のバス会社が保有するバス車両(貸切)総数182台【P】
	東北電力	—			各種車両の1台あたりの乗車人数 【福祉車両(ストレッチャー仕様)】ストレッチャー●人乗り 【福祉車両(車椅子仕様)】車椅子●人乗り

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施